財産の管理・承継に利用される信託の税制に関する一考察

松永和美

目次

はじめに
1. 新信託法の規律
2. 信託税制の基本的な枠組み
3. 平成19年度改正税法
4. 受益者連続型信託
5. 元本受益権・収益受益権分割の場合の考え方
おわりに

はじめに

信託法については，社会・経済情勢の変化に的確に対応するとの観点から，その現代化について法制審議会で審議され，平成18年12月に信託法が改正された。

新信託法においては，個人の資産管理，資産承継の仕組みとして信託が注目され，これに対応して，受益者連続型信託の規律や遺言代用の信託の規律が設けられた。また，委託者の地位についても見直しが行われた。

税制についても，平成19年度税制改正で，信託法の改正に対応し，受益証券発行信託や，受益者が存しない信託等の税制改正がなされている。

平成19年度税制改正により，受益者連続型信託の税制上の取扱いが明確化され，(1)新信託法第91条に規定する後継ぎ遺贈型の受益者連続型

信託，（２）第89条に規定する受益者指定権等を有する者がある信託および，（３）これらに類する信託を税法上，受益者連続型信託とし，受益者連続型信託では，先行する受益者が信託財産の贈与または遺贈を受けたものとし，後続する受益者は先行する受益者から贈与または相続を受けたものとして取り扱われることとなった。一方，受益者が同時に複数存在する場合には，権利の内容に応じ，受益者に収益，費用，資産，負債が帰属するものとし，信託の効力発生時に課税することとされている。従って，受益者連続型信託であるか，複数受益者の信託であるかによって，税制上の取扱いが異なり，その区分をどのように考えるかが重要となる。この区分を考える上では，受益者の権利の内容に応じ，信託を類型化して検討する必要がある。また，従来，元本，収益受益権の分割とされてきた信託については，元本，収益の概念に応じて，税法上の受益者連続信託に類するものと，複数受益者として扱われるものがありうることを明確にすることが必要と考える。さらに，元本，収益受益権の分割については，受益権の評価の問題があり，むしろ，受益者に対して定額または定率給付とする決め方と，その考え方を整理する必要があると考える。

本稿では，検討の対象を，個人を委託者とし，個人を受益者とする信託で，財産の管理，家族への財産の承継を目的とする信託とし，第１に，新信託法において設けられた，遺言代用信託や受益者連続信託，受益者指定権のある信託等の規定の内容について述べることとする。

第２に，平成19年改正前の信託税制の概要と課題について，信託法の規定との関係を踏まえ，どのような点が課題とされていたかについて述べることとする。

第３に，平成19年度税制改正の概要を説明する。

第４に，信託法改正後の受益者連続型信託の類型を整理し，改正信託税制における残された課題について検討する。

第５に，受益者連続型信託と類似の機能を有する，受益権が元本受益権と収益受益権とに分割された信託の課税について検討する。

１．新信託法の規律

個人の資産承継等に関連する新信託法[(1)]の規律について述べることとする。

（１） 受益者連続型信託

後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託については，先行する受益者の死亡により，その受益権が消滅し，後続する受益者が受益権を取得する信託の規律が設けられている（新信託法第91条）。この後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託においては，後続受益者の権利は，信託設定時においては，確定した権利として位置づけられていない。

従来，後継ぎ遺贈型の信託の有効性について議論があったが[(2)]，この信託法の改正により，その有効性が明確にされた。

（２） 遺言代用の信託

委託者の死亡の時または委託者の死亡の時以後に，信託から給付を受ける権利を取得する受益者の定めがある信託，いわゆる遺言代用の信託においては，委託者は受益者を変更する権限を有し，委託者の生存中，受益者は権利を有しないとされている（新信託法第90条[(3)]）。

（３） 受益者指定権・変更権のある信託

受益者指定権または変更権を有する者を定める場合の規律が設けられている（新信託法第89条）。

改正前信託法においても，合同運用信託において，委託者が受益者を変更する権限を留保する例があり，また，信託行為に別段の定めがあれば，受益者を変更することは可能であると解されてきたが[(4)]，新信託法では，受益者指定権等の成立や行使方法について規律が設けられた。

（４） 受益者，残余財産受益者，帰属権利者

新信託法第175条以下において，信託の終了関係の規律が設けられ，終了事由の発生，信託の清算，信託財産の帰属というプロセスを経て信

託が終了することが明確にされた。

この中で，残余財産の受益者と帰属権利者が定義されており，帰属権利者は，終了事由の発生があってはじめて権利を取得するのに対して，残余財産の受益者は，信託期間中，受益者としての権利を有する点で，法的に差異がある（信託法第182条第１項）。

なお，委託者または委託者の相続人は，旧法同様，法定帰属権利者としての地位を有するものとされている（新信託法第182条２項）。

（５）　信託の変更・終了

信託は，委託者，受託者及び受益者の合意によって変更することができるとされている（新信託法第149条第１項）。

また，次の場合には，それぞれに定めるところによる（同条第２項・第３項）。信託行為において別段の定めがあれば，別段の定めが優先することとされている（同条第４項）。

①　信託目的に反しないことが明らかであるときは委託者の同意を要せず，受託者および受益者の合意により変更できる。

②　信託目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときは，受託者の書面によってする意思表示によって変更することできる。

③　受託者の利益を害しないことが明らかである場合には，委託者及び受益者の合意により変更することができる。

④　信託目的に反しない場合で，受託者の利益を害しないことが明らかである場合には，受益者単独で変更することができる。

（６）　委託者の地位

委託者に対して信託関係における各種の権利を認めることに関して，法律関係をいたずらに複雑にし，信託の運営や受託者の監督に関し委託者と受益者との意見対立を生じさせるおそれがあり，また，受益者が最も強い利害関係を有するとの考え方に基づき，例えば，信託財産に対する強制執行の異議，信託違反処分の取消権については，信託行為の別段

の定めによるほか，委託者に権限が与えられない等，委託者の権利が後退されることとなった[5]（新信託法第145条）。

また，改正前の信託法においては，委託者とならんで，委託者の相続人にも信託法上，監督的権能が認められていた。新信託法においては，遺言信託の場合には，委託者の相続人は委託者の地位を相続により承継しないとされている（新信託法第147条）。

2．信託税制の基本的な枠組み

次に，改正前の信託税制の基本的な枠組みについて述べた上で，信託税制の課題について述べる。

（1） 収益課税

① 受益者課税

受益者が特定・現存している場合は，信託財産に属する収入，支出については，受益者が信託財産を有するものとみなして，課税することとされていたが，受益者課税の原則は，今回の改正においても維持された（所得税法第13条，法人税法第12条）。

受益者課税の基本的な考え方は，信託の利益はすべて受益者に帰属するものであるという信託法の基本的な考え方を基礎としており，信託法立法当初の説明では，①信託の利益は受益者に帰属するものであり，その経済的実質に応じて課税することができること，②信託財産は受託者の所有となるから，受託者の段階で課税し，さらに受託者から受益者への分配の段階で課税することとすれば，同一の所得について2回課税することになること，③受益者が有するのは受益権であり，信託財産ではないと整理すると，所得の種類が転換されたり，非課税所得が課税所得となり，所得の源泉に応じた課税ができないなど，受益者が直接信託財産を有する場合との権衡を欠くことになることの3点から説明されている[6]。

② 委託者課税

受益者が特定せず，あるいは存在しない場合には，委託者が信託

財産を有するものとみなされていた（改正前所得税法第13条第１項第２号，法人税法第12条第１項第２号）。

しかし，この委託者課税については，①委託者の相続人が存在するとも限らないこと，②委託者の相続人と受益者の利害が相反する可能性があること，③委託者が信託財産に対して権利を有しない場合は委託者に課税する根拠がないといった指摘がなされてきたところであり[(7)]，平成19年度改正で，委託者には限らず，委託者を含めて，信託財産に対して一定の権利を有する場合に限り，受益者とみなして課税することに改められた。

③　集団信託

受益者が存在するときには受益者が，受益者が不特定・未存在の信託については委託者が信託財産を有するものとみなして課税することが原則とされていたが，合同運用信託等の集団信託においては，他の金融商品との権衡等から，受益者課税，委託者課税の対象から除外され（改正前所得税法第13条第1項但書，法人税法第12条第１項但書），①受益者への分配時に，受益者に課税される信託と，②受託者に法人税が課税される信託が規定されていた[(8)]。

（２）　資産課税

信託に関する相続，贈与税の取扱いは，次のとおりである。

①　設定時課税

他益信託については，受益者が特定または存在するにいたったときに，委託者から受益者に贈与があったものとして，委託者の死亡により受益者に権利が与えられる場合には遺贈として，贈与税または相続税が課税されていた（改正前相続税法第４条第１項）。

信託法立法当初，設定時に受益者に資産税が課税されていたが，現実に信託からの給付がない段階での納税資金の問題や，受益権の評価あるいは受益者変更権等を委託者が留保した場合の課税関係といった課題から，現実に信託財産が分配されたときに課税することに改められた[(9)]。

この現実受益時課税の枠組みは，戦後，受贈者に課税する受贈者課税の体系から，贈与者に課税する贈与者課税に改められたときに設定時課税に戻さたが，その後，再度，受贈者課税の体系に戻された際には，現実受益時課税に戻されなかった。

② 相続税法第４条第２項

改正前相続税法においては，受益者が信託の利益の権利を得たときに，受益者に贈与税，相続税が課税されることになるが，次の４つの場合には，その事由が生じたときに課税することとされていた。

一 自益信託が他益信託に変更されたとき（改正前相続税法第４条第１項第１号)。

二 受益者の受益の意思表示を要する信託について受益の意思表示があったとき（同第２号)。

三 受益者不特定，未存在の信託について受益者が特定，存在にいたったとき（同第３号)。

四 停止条件付信託についてその条件が成就したとき（同第４号)。なお，委託者の死亡が停止条件とされているときには，受益者には遺贈とみなして相続税が課税される。

この相続税法第４条第２項については，次のような課題が指摘されていた。

第１は，自益信託から他益信託への変更は第１号に規定されているが，他益信託の受益者の変更の規定を欠いていること[(10)]。

第２は，第１受益者は委託者の死亡により受益権を取得し，第２受益者は，第１受益者の死亡により受益者となる信託を想定した場合，相続税法第４条第２項第４号では，委託者の死亡を停止条件とする場合は委託者からの遺贈とみなす旨規定しているため，第１受益者には，委託者の死亡時に遺贈とみなし相続税課税，第２受益者には，第１受益者の死亡を条件とするために，第４条第２項第４号の適用はなく，設定時に贈与税が課税されることになるのか，それとも，第１受益者死亡時に贈与税が課税されるのか，第１受益者死

亡時に贈与税が課税されるとすれば，第１受益者には相続税が課税される一方，第２受益者には贈与税が課税される等，課税時期，税負担の両面において不整合が指摘されていた。(11)

また，受益者変更権を留保した場合に，どのような課税関係となるかについても考え方があり，第１受益者には過大となった資産税の更正の請求を認める一方，第２受益者へは変更時に課税するのかといった点が課題となっていた。(12)

③　相続税法第４条第３項

改正前の相続税法第４条第３項は，①受益の意思表示を要する信託について受益の意思表示がないとき，②受益者が不特定・未存在のとき，③停止条件付の信託で条件が未成就のときに信託が終了し，委託者以外の者が帰属権利者である場合には，信託の終了の際に，帰属権利者が委託者から信託財産を贈与により取得したものとみなす旨規定していた。

従来，帰属権利者が受益者に含まれるかどうかについて，受益者に含まれるという見解と，帰属権利者は期待権を有するに過ぎないとの見解があった。(13)

これに対応して，相続税法第４条についても，①帰属権利者は受益者に含まれるものとして，第４条第１項，第２項の規定を適用すべき，②帰属権利者は停止条件付受益者と同様に考えて，第４条第２項第４号を類推適用すべき，③帰属権利者は信託終了後信託財産が移転するまでは受益者とみなされないから，終了時に第４条第１項の規定を適用すべき，という考え方が指摘されていた。(14)

相続税法第４条第３項についても，元本受益者は，第４条第３項の帰属権利者に含まれるかについて，次のような解釈があった。

すなわち，元本受益者が帰属権利者に含まれるとすれば，信託終了時に元本受益者に信託財産が帰属した際に，贈与税または相続税が課税されることになるが，元本受益者は受益者であり，受益者として特定されているということであれば，通常の他益信託と同様，信託設定時に，贈与税，相続税が課税されるという考え方である。

このような議論がありうるのは，米国の元本，収益受益権分割の場合の処理とは異なり，元本，収益受益権分割の場合には，信託期間中の収益は収益受益者に対してのみ分配され，収益受益者にのみ課税されるという想定を置いていたためと考える[15]。

④　受益権の評価

改正前の相続税法は，信託行為があった場合において，「委託者以外の者が信託…の利益の全部又は一部について受益者であるときは，信託行為があったときに，当該受益者が，その信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈与又は遺贈により取得したものとみなす」と規定し，相続税法は，受益者が取得するのは信託の利益を享受する権利，すなわち受益権であるとしている（改正前相続税法第４条）。

この信託の利益を享受する権利，すなわち受益権の評価は，次のとおりである。

財産評価基本通達においては，①元本と収益との受益者が同一である場合においては，この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する，②元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合においては，この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額によって評価する，③元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては，イ元本を受益する場合は，この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から，ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した金額，ロ収益を受益する場合は課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額，とされている（財産評価基本通達202）[16]。

3．平成19年度改正税法

（1）はじめに

平成19年度税制改正では，受益証券発行信託等の新しい類型の信託に対する税制措置がなされ，また，委託者を法人とする一定の信託を受託者に法人税を課税する法人課税信託とする改正がなされた。また，個人の信託については受益者連続型信託に対する税制改正がなされている。

平成19年度改正税法では，これらの新しい類型の信託に対する課税上の対応や信託を利用した法人税等の租税回避の防止といった視点からの改正だけではなく，所得課税について，改正前所得税法第13条第１項，法人税法第12条第１項において，受益者が存する場合には，その受益者が信託財産を有するものとみなして，収入，支出が帰属するという規定を，信託財産に属する収益，費用および資産，負債が受益者に帰属するものとみなす旨の改正がなされている。また，受益者が不特定，未存在の場合には，委託者が信託財産を有するものとみなして課税することとしていた，委託者課税についても見直しがなされており，信託の基本的な税制についても改正がなされた。

（2）収益課税

①　信託課税の原則

信託財産に生じた収益課税については，信託財産に対する収益，費用および資産，負債が受益者に帰属するものとみなすこととされた（所得税法第13条第１項，法人税法第12条第１項）。

また，改正前所得税法，法人税法において規定されていた委託者課税については，信託の変更権，信託財産の給付を受ける権利を有する者を受益者とみなして課税する改正がなされた（所得税法第13条第２項，法人税法第12条第２項[17]）。この「みなし受益者」となる者は委託者に限定されない。

委託者がみなし受益者となる場合には，委託者が，引き続き，信託財産である資産，負債を保有することになるので，委託者から受

託者への信託財産移転時にみなし譲渡所得課税の課税関係は生じないと解される[18]。

② 但書信託

集団的性質を有する金銭信託など一定の信託については，発生時課税の原則の例外とされている（所得税法第13条第１項但書，法人税法第12条第１項但書）が，その区分が見直された。分配時課税となる信託には，未分配利益が元本の一定割合であること等一定の要件を満たす特定受益証券発行信託が加えられ，特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託，受益者が存しない信託，すなわち，受益者および一定の権限を有するみなし受益者が存しない信託，委託者が法人である一定の信託が法人課税信託として追加された（法人税法第２条第29号の２）。

（３）資産課税

他益信託への課税関係については，次の改正がなされた。

① 信託の効力発生時に受益者が存在している場合

委託者以外の者が受益者である場合には，その受益者は信託の効力が生じた時に受益権を委託者から贈与(委託者の死亡に基因して信託の効力が生じた場合には遺贈)により取得したものとみなされる（相続税法第９条の２第１項)。

停止条件付信託の場合には，条件が成就した時に信託の効力が生ずることとされており（信託法第４条第４項)，条件の成就時に贈与税が課税されることになる。

平成19年度税制改正では，所得税法との整合性をとって，委託者，信託行為の定めにより信託の変更権を有することとされた委託者の相続人など，受益者以外で，信託契約の変更権と信託財産の給付を受ける権利を有する者を，相続税法上，「特定委託者」と定義し，「受益者」と同様に扱われることとなった（相続税法第９条の２第１項・第５項)。

なお，特定委託者は，受益者と同様に扱われるが，課税されるの

は「適正な対価を負担せずに」受益権を取得した場合に限られるので，委託者の信託への信託財産の移転が対価として認識されること，また，委託者から委託者への贈与も観念しえないことから，委託者には贈与税，相続税は課税されないと解される。

② 信託の効力発生後に受益者が追加･交代した場合

受益者が存する信託において，新たに受益者が存することとなった場合など，次の事由が生じた時に，その受益者がすでに存在する受益者から信託に関する権利を贈与または遺贈により取得したものとみなされる（相続税法９条の２）。

イ 信託について新たに受益者が存するに至ったとき（同条第２項）

ロ 受益者の一部が存しないこととなったために，他の特定委託者または受益者がその信託受益権を取得したとき（同条３項）。

③ 受益者連続型信託の特例

信託法第91条に規定する受益者連続型信託，信託法第89条第１項に規定する受益者指定権等を有する者がある信託その他政令で定める信託については，信託の効力が生じた時に，まず，受益者とされた者に対して信託財産の全部が贈与されたものとして課税され，その後，当該受益者の死亡，受益者指定権の行使等によって新たに受益者が決まった場合には，その受益者は先行する受益者から信託の権利を贈与または遺贈により取得したものとみなされる（相続税法第９条の３，第９条の２第２項[19]）。

相続税法第９条の３において，第９条の３の対象となる権利は，「質的に異なる受益者連続型信託に関する権利をそれぞれ有している場合にあっては，収益に関する権利が含まれるものに限る。」とされており，元本，収益受益権に受益権が分割され，その権利が受益者連続信託に該当する場合には，収益受益権に対する期間の制限はなく，収益受益者がすべての信託財産を有するものとみなされる[20]。

また，相続税法施行令第１条の８では，受益者等の死亡その他の

事由により，①信託に関する権利が消滅し，他の者が新たな信託に関する権利を取得する旨の定めがある信託，②受益者から他の受益者に受益権が移転する信託と，③信託法91条に規定する受益者連続信託および89条に規定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託および政令で定める２つの信託に類するものが，受益者連続型信託とされている。

なお，受益者が法人の場合には，受益者連続型信託の特例の対象とはならない（相続税法第９条の３）。

④　受益者が存しない信託

受益者が存しない場合，例えば，新信託法においては，委託者の地位を委託者の相続人は承継しないこととなったため，遺言で設定された目的信託で受益者とみなされる地位を承継する者がいない信託や，現に権利を有する受益者がなく，みなし受益者も存しない場合は，法人課税信託とされ，受託者に法人税が課税される（法人税法第２条第29号の２ロ）。この場合，他の法人課税信託とは異なり，委託者から受託者への資産の移転は出資として扱われず，受贈益として信託財産全体に法人税が課税されることになる。ただし，受益者が存在することとなった時に，新たに課税されることにはならない（所得税法第67条の３第１項・第２項）。

また，受益者が委託者の親族とされる場合には，贈与税，相続税の課税逃れを防止するため，信託の効力が生ずる時点で受託者に贈与税または相続税が課税される。この場合には，贈与税額または相続税額から受託者への信託財産の移転時に課税された法人税等が控除され，贈与税，相続税と法人税等の２重課税は排除される（相続税法第９条の４第４項）。

なお，将来，生まれてくる孫を受益者とする場合のように，信託契約の締結時に存在しない委託者の親族等を受益者とする場合には，受益者等が存することとなったときに，その受益者等に贈与税が課税される（相続税法第９条の５）。この場合には，法人税額の調整はなされない。

⑤　信託終了時の帰属権利者等への移転

特定委託者または受益者が存する信託が終了した場合において，信託の残余財産を受けるべき者または帰属すべき者は，その者が受益者等であった場合を除き，信託の残余財産が帰属すべき者となった時に，信託の残余財産を贈与（受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には，遺贈）により取得したものとみなされる（相続税法第９条の２第４項）。

（４）　平成19年度税制改正後の課題

平成19年度改正税法においては，受益者連続型信託等について，その課税関係が明確になったが，次のような課題があると考える。

①　複数受益者の課税関係

信託では，元本受益権，収益受益権に分割した場合のように収益や信託財産の帰属が異なる受益権に分割することが可能であり，信託の収益と信託財産の帰属とを分離することができる点に信託の特質，特長がある。

平成19年度税制改正法においては，複数の受益者が同時に，併存的に存する場合には，受益者が有する権利の内容に応じ，信託財産に属する資産および負債，信託財産に帰せられる収益及び費用の全部が受益者に帰属することとみなされることとなった（所得税法施行令第52条第４項，法人税法施行令第15条第４項）が，収益，費用，資産，負債の帰属に関する考え方について整理が必要である[21]。

②　受益者連続型信託と複数受益者の区分

平成19年度改正税法においては，相続税法に定める，①信託法第91条の受益者連続信託，②信託法第89条の受益者指定権等を有する者の定めのある信託，相続税法施行令で定める３つの信託，すなわち，③受益者等の有する信託に関する権利が消滅し，他の者が新たな信託に関する権利を取得する旨の定めがある信託，④受益者から他の受益者に受益権が移転する信託，⑤①～④の４つの信託に類するものが，税法上の受益者連続信託となるが，その類する信託の範

囲が課題となる。[22]

③　裁量信託

個人の信託において，一定範囲の受益者は存するものの，具体的な収益・費用，信託財産の帰属については，受託者に対して，受益者の生活の維持等の需要に応じて分配するといった裁量権が与えられている信託が英米では活用されている。

しかし，このような裁量信託については，受益者が存するものの収益の帰属割合が決まらない場合，受益者が存しない信託となるのか，それとも，均等に受益者に帰属するのかといった課税ルールが明らかではなく，課題であると考える。[23]

4．受益者連続型信託

複数受益者の課税関係，受益者連続型信託と複数受益者の区分が課題となるが，受益者連続とされる信託を類型化し，当事者の有する権利の確定性と収益の帰属に応じて，税法上の受益者連続型信託となるのか，複数受益者の信託として，権利の内容に応じて課税関係を律するのかを区分する必要があると考える。[24]受益者連続型信託およびそれに類するものとして，次のような類型があると考える。

（1）　期限による受益者変更

第1は，一定の期間に応じて受益者が変更する場合である。

従来，受益者の生死によらず，期間によって受益者が交代する場合には，権利の帰属が確定しているため，受益者に対する分配をもとに現在割引価値等によって評価し，それぞれの受益者に相続税または贈与税が課税されると解されてきたと考える。[25]

また，収益課税については，先行受益者と後続受益者に帰属する収益に応じて，例えば，収益の一部が信託に留保され，後続受益者に分配されるような場合には，先行受益者と後続受益者がその収益の割合に応じて，信託財産を有するものとみなして課税することが考えられる。

ただし，収益の課税については，受益者に対する分配が収益からなさ

れたものであるか，元本からなされたものであるかを区分し，把握する必要があると考える。信託行為において定義することになると考えるが，信託行為において定義がなければ，受益者には，まず，収益から分配がなされたものとして取り扱う等のルールを形成する必要がある。

また，信託法第91条に規定する受益者連続においては，先行受益者の生存中は，後続受益者は権利を有しないとされているから，期間による受益者連続の場合には，後続受益者の権利は確定しており，また，信託の収益がすべて先行受益者に帰属するものばかりではないとも考えられるため，信託法第91条に規定する受益者連続とは区別されると考える。

（２）　条件による受益者変更

この類型は，先行する受益者乙の生存期間中は受益者乙に分配がなされ，受益者乙の死亡時点において，Ａが生存している場合には，Ａに受益権が帰属し，Ａが生存していなければ，受益者乙の相続人に受益権が帰属する場合である。

この場合，次のような解釈の可能性が指摘されていた[(26)]。

第１に，受益者乙に帰属した受益権は死亡率，割引率等を用いて評価し，残余部分については，Ａの乙死亡時点における生存を停止条件とみて，受益者等が存しないものとみる。従って，残余部分については，停止条件付の贈与，遺贈とみて委託者に帰属し，委託者死亡時に，停止条件付贈与と同様に取扱う。

第２に，乙に対する単純遺贈とみて課税するが，Ａへの移転時点において乙に更正請求を認め，Ａに相続税を課税する。

第３に，乙からＡへの移転を負担付遺贈とみて，Ａへの移転可能性を負担として甲の受益権を評価する。

第４に，Ａに対して，乙への給付を負担とみる負担付遺贈とする。

収益課税については，第１の考え方では，乙に帰属する収益部分と，信託に留保される部分を分割して課税するか，受益者乙生存中は，受益者は乙しかいないため，乙のみ課税するかといったことが考えられる。

平成19年度税制改正法においては，上記のような場合には受益者連続型信託に該当し，通常の相続によって資産が承継された場合のバランスから，受益者が存する場合には，信託の一部について，停止条件付で受益者に帰属するような部分も含め，先行する受益者である乙が贈与又は相続を受けたものとして取扱い，Aがみなし受益者に該当しない限り，乙の受益期間中，乙に分配されず，信託に留保される収益があったとしても，乙に対して収益課税されることになると解される[27]。

（3） 受益者と帰属権利者

受益者と帰属権利者との関係については，これまで帰属権利者に受益者が含まれるという考え方と，受益者と帰属権利者とは異なるとの考え方があったが，新信託法においては，帰属権利者は信託終了事由発生までは権利者ではなく，受益者は信託期間中，受益者としての権利を有する点で区別される[28]。

課税上の考え方としては，複数の受益者が存在するのと同様に考えれば，資産課税については，設定時に双方の受益の可能性を評価し，課税することが考えられる。

他方，帰属権利者について，受益者と異なると考えた場合には，受益者のみに対して資産課税を行い，収益課税も受益者のみに課税することになる。

帰属権利者は，信託が終了するまでは権利を有しない，条件付受益者と同様であるという理解をすれば，帰属権利者が信託の変更権を有し，特定委託者に該当する場合を除き，停止条件付受益者には，設定時に課税しないことを考えると，設定時に帰属権利者には課税せず，受益者のみに課税することになると考える。

改正相続税法においては，特定委託者，みなし受益者が存しない限り，受益者に信託財産が贈与又は遺贈されたものとして取り扱われ，収益課税についても受益者のみに課税され，信託終了時に帰属権利者に移転したときに，受益者から帰属権利者への贈与又は遺贈がなされたものとして取り扱われる。

（4）　受益者変更権・指定権の定めのある信託

受益者変更権のある信託は，信託法第89条において規定されており，信託法上，受益者を指定する権利を有する者がある場合と，受益者を変更する権限を有する者がある信託がある。

この受益者変更権等を有する者がある信託については，改正相続税法においては，受益者連続型信託として位置づけられ，受益者として指定された者がある場合には，その受益者に対して贈与又は遺贈がなされたものとして課税され，次の受益者等に対しては，直前の受益者等から贈与又は遺贈を行ったものとみなされる。

米国では，委託者が受益者指定権，変更権を留保している場合には，委託者が実質的に信託を支配していることから，委託者に課税するルールがある[29]。また，委託者課税信託の信託への移転は課税贈与とされない[30]。わが国の改正税法においては，委託者が受益者変更権を留保している場合を明示的に規定せず，受益者連続型信託として，受益者に課税するルールを採用している。

米国の委託者課税ルールや，改正税法において委託者が信託の変更権限と信託財産の給付を受ける権利を有する場合には実質判定によりみなし受益者として委託者に信託財産の収益，費用および資産，負債が帰属するとされる場合があること，受益者連続型信託では受益者の変更の都度課税されることから，委託者が自己を含めて受益者を変更する権限を有する場合や信託を終了させる権限と信託財産を自己に帰属させる権限を留保している場合には，委託者がみなし受益者とし，委託者に所得課税を行うことが考えられる[31]。

（5）　元本受益権・収益受益権の分割

元本受益権と収益受益権との分割の例としては，配偶者が生存している間は，配偶者を収益の受益者とし，配偶者死亡後は，子を元本の受益者として設定するような場合が考えられる。このような信託においては，配偶者の生活の維持を図りつつ，子に自己が経営する会社の株式や不動産を確実に承継させたいという場合に活用されることが考えられる。

5. 元本受益権・収益受益権分割の場合の考え方

元本受益権と収益受益権とに受益権が分割された場合の課税関係について検討する。

(1) 元本受益権・収益受益権の意義

まず，元本受益権，収益受益権とは何かということになる[32]。

これまで，信託された金銭あるいは有価証券等を元本とし，その果実が収益であると理解されてきたと思われる。また，収益受益者にすべての収益が帰属することから，収益課税はその収益がすべて収益受益者に対して帰属するものとして取扱うことと解してきたと考える。このような理解は，金銭信託のように，信託財産が減価償却資産ではなく，信託報酬等の費用を信託収益から控除し，その残余が収益となるような信託については明確なルールである。

しかし，信託財産が不動産（家屋）のような減価償却資産のような場合には，賃貸用不動産を信託した場合，減価償却費を計上することになるが，減価償却費が信託段階で計上され，信託段階の収益から控除されると，収益の受益者には減価償却費控除後の収益が分配される。減価償却費として計上した金額に相当する財産は，信託に留保されることになる。

減価償却費を信託段階で計上しない場合には，収益受益者には，減価償却費控除前の収益が給付されることになるので，その分，収益受益者の受取額は大きくなり，他方，将来，元本受益者が受け取る信託財産は，減価償却費相当分少なくなる[33]。

(2) 統一元本収益法について

米国では，元本受益権と収益受益権とに分割された場合には，州法である元本・収益法がデフォルトルールとしてあり，信託に帰属する収益の帰属は，次のように取扱うものとされている[34]。

まず，信託条項又は遺言において，元本，収益の範囲が決められている場合には，その信託条項が優先する。信託条項がなければ，州法であ

る元本・収益法が適用される。統一元本収益法では，賃貸資産からの賃料は収益とされるが[35]，受託者は合理的な金額を減価償却費として元本に移転することができると規定している[36]。従って，賃料のすべてが収益とされるわけではなく，減価償却費として留保された金額は元本に帰属するものとして扱うことも可能である。同様に，資産の種類によって，受託者が受領した金銭の一部が元本金銭，収益金銭という形で区分され，元本受益者に帰属する部分と，収益受益者に帰属する部分に区分される。また，実現した収益を含め，元本資産の売却，交換，処分または変更によって受け取った金銭その他の資産は元本に配賦され，収益に配賦されないとされている[37][38]。

（3）元本・収益受益権分割の考え方

元本・収益受益権に分割された場合の課題は，資産と収益とを同一の者が有することを前提に税制が組み立てられているために，元本と収益とが分離されることによって，資産と結びつかない収益が発生することにあると考える[39]。

減価償却費についていえば，次のような場合を区分して考える必要がある[40]。

第1は，収益受益者に配賦される収益は，減価償却費等を控除したネットの収益であるという決め方を行う場合である。この場合には，減価償却費相当額の収益については，元本受益者に帰属するものと考えることになる[41]。

第2は，減価償却費を信託段階では計上しない場合である。この場合には，賃料すべてが収益受益者に帰属し，収益受益者が，減価償却費を計上することになる[42]。

しかし，減価償却費の前提となる元本資産は，信託終了時には元本受益者に帰属することから，資産と収益の帰属との関係が問題になる。

考え方としては，平成19年度改正税法における受益者連続型信託として取扱い，収益受益者に一旦，信託財産が帰属したものとみなし，収益受益者が死亡したときに，元本受益者に収益受益者から資産が移転した

ものとすることが考えられる。

しかし，平成19年度改正税法においては，現に権利を有する受益者がある場合には，受益者に対してその権利に応じて，収益課税，資産課税を行うとしていること，元本受益者は信託法上，現に権利を有する受益者であること，信託受益権の処分については信託行為において限定がなければ処分が可能であること，元本の一部について元本受益者が給付を受けることもありうることを考えると，元本，収益受益権分割については，先に述べたとおり，受益者連続型信託となる場合と，複数受益者となる場合とを区分し，複数受益者となる場合について，減価償却費をどのように配賦するかが課題となる(43)。

（4） 受益権の評価について

元本受益権と収益受益権とに分割された場合には，設定時に，元本受益権，収益受益権を評価して課税することになるが，この場合の受益権の評価について検討する。

受益権の評価方法については，相続税財産評価基本通達において，収益受益者に帰属する将来収益の割引現在価値の総額を計算して収益受益権の評価額とし，信託財産の評価額からこの収益受益権の評価額を引いた残余を元本受益権の評価額とするとしている。

従って，元本受益権，収益受益権の分割の場合，受益者連続型信託に該当しない場合には，設定時に双方に贈与税又は相続税を課税することになる。

この場合，この収益受益権の評価において，将来，収益受益者が収受すべき収益の評価が課題となる。

例えば，利率が決められている債券の利子の現在価値は債券の利子をもとに現在割引価値によって計算することでよいが，信託財産が同族会社の株式である場合や不動産の場合には，同族会社の配当金の額や，不動産の賃料を客観的，確定的に推計することは容易ではない。このような規律を前提とすれば，受益権の評価方法は課題であると考える。１つの解決は，過去の実績率による，あるいは，資産の種類ごとに，一定の

収益率と割引率を定め，評価していくことが考えられる。

また，米国連邦内国歳入法においては，次のようなルールが設けられている。

委託者が収益受益権を留保する信託において委託者への留保部分があれば当該留保部分は贈与税の課税対象から控除されることになるが，留保することができる権利は，次の３種類とされている(44)。

第１は，適格アニュイティ受益権（a qualified annuity interest），第２は，適格ユニトラスト権（a qualified unitrust interest），第３は適格残余権（a qualified remainder interest）である。適格アニュイティ受益権は，毎年の給付を受ける権利が決まっており，定額か，当初の信託財産に対する一定の率であることが要件となる。適格ユニトラスト権も同様に，信託財産の公正な市場価格の一定割合または率であることが要件となる。適格残余権は，他の権利が適格アニュイティ受益権か，適格ユニトラスト権であることが要件となる。

このような権利の決め方であれば，信託財産の収益の多寡に拘らず，受益者には一定の分配がなされ，受益権の評価も当初の定額給付額の現在価値の合計ということになるため，評価は比較的に容易となる。

ただし，受益者に分配された金額には，元本部分と収益部分とが合算して分配される可能性があるので，収益課税においては，収益の分配時点において収益の分配を基準に受益者にみなし課税を行うとしても，分配された信託財産が，収益部分からなるものか，元本部分からなるものかを受託者からの情報提供を通じて受益者が認識できることが必要になると思われる。

また，その場合の課税のあり方としては，信託財産の帰属と収益の帰属が分かれることになるため，収益の帰属に応じて，信託財産を有するものとみなして取扱うこととするみなし規定によって解決することが考えられる。

おわりに

平成19年度改正税法においては，信託法第91条に定める受益者連続型信託，信託法第89条に定める受益者指定権等を有する信託及びこれらに類する信託については，受益者連続型信託となる。他方，収益課税については，現に権利を有する複数の受益者が存在する場合には，その有する権利の内容に応じて課税することとされている。

元本，収益受益権に受益権を分割した場合について考えると，収益受益者の権利が生存中に限り収益を受ける権利である場合には，収益受益者が死亡すると，元本受益者に信託財産が交付されて信託が終了するので，受益者連続型信託に該当すると解する余地がある。

しかし，元本・収益の定義次第によって，収益の一部が信託に留保され，将来，元本受益者がその収益を受けるとすれば，元本受益者は，すでに一部の収益受益者であり，受益者連続型信託に該当しないこととなる。

いずれに該当するかについては，信託行為により，元本と収益の定義をどのように考えるかによると考える。

新信託法，平成19年度改正税法においては，元本，収益については明示的な定義はない。具体的に，何を元本とし，収益とするかについては，信託行為の定めの中で対応していくことが考えられる。

個人の信託において，収益受益権の定義の仕方については，少なくとも２種類の定義の仕方がありうると考えられ，信託行為の中で決定すべきものと考えるが，いずれにしても，受益者への給付が収益からなるものか，元本からなるものかを明確にする必要があると考える。

裁量信託については，平成19年度改正税法においても，明確な規定が置かれていない。

考え方としては，受益者が存しない信託として，法人課税信託の１つとして取り扱うことも考えられるが，この場合には，受託者段階での課税と受益者段階での課税の調整の観点から，受託者が受益者に分配した収益については，損金算入を認め，受益者に分配された段階で課税する

ルールを設けるか，受益者に対して分配された段階で収益課税を行う場合には,受託者段階での課税との調整規定を設ける必要があると考える。

今回の改正では，遺言代用信託，受益者連続型信託に対する税制上の取扱いが明確になった。

個人の信託においては，収益の性質を維持したまま，収益の帰属に応じて課税することが単純かつ簡素ではないかと考えるが，受益権が複層化されている信託については，受益者に対する給付が収益の分配か，元本の分配かを区分することや，受益者連続型信託と複数受益者の信託の区分について，受益者の有する権利内容，とりわけ権利の確定性に応じて類型化し，課税関係を整備していく必要があると考える。

[付記]

本稿は，第32回信託法学会における発表のために準備した原稿に，一部加筆・修正を加えたものである。

（1） 改正前の信託法と区別するため，以下，信託法（平成18年法律第108号）を新信託法という。

（2） 後継ぎ遺贈型の受益者連続型信託については，四宮和夫『信託法』128頁以下（1989），能見善久『現代信託法』186頁以下（2004），新井誠『信託法（第２版)』78頁以下（2005），植田淳「わが国における連続受益者型信託―導入可能性に関する基礎研究―」信託180号５頁以下（1994），佐久間毅「人の死亡による財産承継と信託」『資産の管理運用制度と信託』トラスト60研究叢書59頁以下（1999），米倉明「信託による後継ぎ遺贈の可能性―受益者連続の解釈論的根拠づけ―」ジュリスト1162号87頁以下（1999），大村敦志「『後継ぎ遺贈』論の可能性」道垣内弘人・大村敦志・滝沢昌彦＝編『信託取引と民法法理』217頁以下（2003），星田寛「受益者連続信託の検討」道垣内他編・前掲241頁以下（2003），折原　誠「内外の信託法改正動向とわが国における改正の方向」信託法研究29号26頁以下（2004）。

（3） 遺言代用信託については，信託法上，２つの信託が規定されている。信託法第90条第１項第１号は，委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託，同条同項

第２号は，委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託が規定されている。第２号の受益者については，委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しない旨が規定されている（同条第２項）が，第１号の受益者は委託者生存期間中，受益者としての権利を有しないが，受益者は，当然受益権を取得することとなるので，委託者が信託を変更し，あるいは終了させようという場合には，原則として受益者の同意を得なければならないことになるため，第２号に規定する受益者については，委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しないこととしたものであると説明されている。寺本昌広『新しい信託法』257頁（2007）。

（４） 能見・前掲248頁（2004）。

（５） 違法な強制執行等に対する異議請求権，信託財産に係る帳簿および信託事務の処理に関する書類等の閲覧請求権，受託者に対する損失てん補等請求権，裁判所に対する検査役選任申立権は，委託者は原則として有しないこととされた。ただし，委託者の権利は，信託行為の定めにより，その権利の全部または一部を有しないこととすることも，原則として，有しないこととされている権利を有するとすることもできる。寺本・前掲325頁。

（６） 大蔵省編纂『明治大正財政史』第６巻1154頁（1937），信託会社協会編「信託法規の成立」194、195頁（1922）。信託税制の沿革については，占部裕典『信託課税法』（2001）第１章，第２章参照。

（７） 信託契約が撤回不能のものであり，しかも委託者が，受託者および信託財産に対して一切コントロールできないような場合にまで，委託者を納税義務者とするのは問題であると指摘されていた。金子宏『租税法（第11版）』179頁（2006）。占部・前掲104頁。委託者課税とともに，委託者の相続人への課税の問題点について，佐藤英明『信託と課税』154頁（2000）。

（８） 特定投資信託（証券投資信託および公募国内投資信託以外の投資信託，すなわち私募の投資信託）および特定目的信託については，会社形態の特定目的会社および投資法人との課税上のバランスから，税法上，特定信託と定義し，受託者に対して，受託者の収益，費用とは区分して，特定信託の各計算期間の所得については法人税が課税される。改正前法人税法第２条第29号の３，第７条の２，法人税法第12条第３項。『改正税法のすべて（平成12年版）』（高岸秀俊執筆）324頁（2000）。

（９） 昭和13年の改正において，他益信託にかかる相続税については，設定

時課税では，信託設定時点での受益権の評価によって課税することとなるが，何ら現実に信託からの給付を得ていない段階で課税されるために納税資金の調達や，元本受益権と収益受益権との受益権分割の場合の課税関係および受益者変更権を委託者が留保した場合の課税関係について検討を踏まえ，受益者が現実に信託の利益を受けるときに課税することとされた。ただし，受益者が元本または収益を数回に受けるときは最初にその一部を受けるときに課税されることとされている。

(10)　下野博文「相続税法第４条に関する一考察」税大研究資料第３分冊43頁以下（1978)。受益者変更権を留保した信託について，小林一夫「信託税制の問題点について」信託復刊91号117～123頁（1972)。西邑愛「信託税制について」信託復刊98号53頁（1974)。

(11)　占部・前掲129頁以下。占部裕典「個人信託課税の課題」信託215号90頁（2003）参照。

(12)　下野・前掲45頁。

(13)　受益者が含まれるものとして，四宮・前掲307頁。両者を区別するものとして，中根不羈雄「信託帰属権利者の性質」法学協会雑誌46巻７号１頁以下。受益者と帰属権利者との関係については，占部・前掲137頁，中田裕康「信託終了の場合の財産帰属の指定」『実定信託法研究ノート』131頁以下(1996)，寺尾美子「わが国信託法における帰属権利者に関する諸規定をめぐる議論と受益者連続の是非」『実定信託法研究ノート』157頁以下(1996)参照。

(14)　武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法』第１巻900頁（加除式)。

(15)　米国の統一元本収益法においては，受託者が受領したもののうち，一部は元本受益者に，一部は収益受益者に分けて管理される。５.(２)および(４)（109頁以下）参照。

(16)　相続税財産評価基本通達202。この規定は，新税法下においても維持されている。従って，後掲注(22)のとおり，受益者連続型信託に該当しない場合で，受益権が元本受益権，収益受益権に複層化されている場合には，この通達に従って評価するものとして取扱われる。

(17)　信託の変更をする権限からは，信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限は除かれ，他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含む（所得税法施行令第52条第１項・第２項，法人税法施行第15条第１項・第２項，相続税法施行令第１条の７第１項・第２項)。また，信託の給付を受ける権利

については，停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者を含む（所得税法施行令第52条第３項，法人税法施行第15条第３項，相続税法施行令第１条の７第３項）。

従って，停止条件付受益者については，受益権の受益者への帰属が停止条件付である場合には，受益者には該当しないが，信託の変更をする権限を有し，かつ，停止条件付の給付を受ける権利を有する者は，みなし受益者または特定委託者に該当することになる。

また，受益者等課税信託における受益者には，残余財産受益者は含まれるが，帰属権利者，いわゆる遺言代用の信託における受益者は含まれない。所得税法基本通達13-７。

(18) 所得税法基本通達13-５においては，委託者と受益者がそれぞれ一であり，かつ，同一の者である場合の受益者等課税信託においては，信託行為に基づき信託した資産の委託者から受託者への資産の移転，信託終了に伴う残余財産の給付としての当該資産の受託者から受益者への移転については，受益者である委託者にとって資産の譲渡または資産の取得には該当しないとされている。

(19) 受益者連続型信託の特例の創設の趣旨については，信託によらない相続であれば，例えば，相続人が順番に相続した場合には，まず，第１の相続人が相続し，その相続人が費消しなかった財産を次の相続人が相続することになるから，受益者連続型信託においても，他の相続財産と同様に課税するため，後続する受益者が取得する信託の受益権について，先行する受益者の消滅リスクを加味しない価額で課税する必要があることからこの特例が創設されたと説明されている。『改正税法のすべて(平成19年版)』（松田淳執筆）477頁（2007)。

後継ぎ遺贈が行われた場合の課税上の問題点として，後継ぎ遺贈を附款付遺贈とみた場合，実質的に２回の遺贈（又は相続）が行われているにもかかわらず，１回しか相続税が課税することができないことが指摘されている。香取稔「条件・期限・負担付の遺贈についての相続課税上の問題　～後継ぎ遺贈を中心として～」平成８年６月税務大学校研究科論文集第３分冊 396頁以下。

(20) 相続税法基本通達９の３-１においては，受益者連続型信託に関する権利の価額は，受益者連続型信託に関する権利の全部を適正な対価を負担せず取得した場合には信託財産の全部の価額，受益者連続型信託で，かつ，元本受益権，収益受益権に分割された場合のように，受益権が複層化された信託の場合には，収益受益権の全部を適正な対価を負担せず取

得した場合には信託財産の全部の価額，元本受益権の全部を適正な対価を負担せずに取得した場合には，零，とすることとされ，元本受益権が移転したとしても相続税または贈与税の課税関係を生じないこととされている。ただし，信託が終了した場合には，相続税法第９条の２第４項の規定の適用があり，終了時に元本受益者に信託財産が移転したときに相続税または贈与税が課税されるとしている。

(21)　この点については，「各受益者等に質的に均等に帰属することまでを定めたものではなく，例えばある受益者は信託財産に属する土地の底地権を有し，他の受益者は当該土地の借地権を有するものとみなされる場合もあるといったように，信託行為の実態に応じて，帰属を判定するものと考えられます。この判定については，仮に信託がないものとした場合に同様の権利関係を作り出そうとすればどのような権利関係となるかが参考になると考えられます。」と解説されている。『改正税法のすべて（平成19年版）』（佐々木浩・椎谷晃・坂本成範執筆）294頁。

(22)　元本受益権，収益受益権が分割され，受益権が複層化されている信託について，受益者連続型信託に該当する場合と受益者連続型信託に該当しない場合がある。前者の場合については，相続税財産評価基本通達202に従い，元本受益者，収益受益者に対してその受益権の評価額によって相続税または贈与税が課税される。相続税税基本通達９-13では，このことを前提に受益者が合意により信託を終了した場合には，信託終了直前に収益受益者から贈与によって取得したものとして取扱うものとするとしている。国税庁から公表されている相続税法基本通達の解説では，委託者が確定期限で収益受益権を留保し，元本受益権を子に与えた事例については，受益者連続型信託に該当しない例として解説されている。

(23)　占部・前掲第３章，佐藤・前掲221頁以下参照。

(24)　能見・前掲186頁では，収益受益者と元本受益者とに分けた場合には受益者が同時的に存在する，これに対して，受益者Ａの生存中は，Ａのみが信託利益を享受し，Ａ死亡後に信託財産が残っている場合にはＢが信託の利益を享受する内容の信託が設定されたときには，受益者が同時的に存在せず，同時的に受益者が存在する信託と連続受益者を作り出す信託とを区別している。

(25)　条件の場合にはその成否が未定であるが，期限は必ず到来するということに根拠があるものと考えられる。下野・前掲30頁。植松守雄『所得税法の諸問題』（第38回）税経通信1989年11月号42頁。飯塚孝子「遺言

代替の生前信託と課税」第26回日税研究賞入選論文集17頁（2003）。

(26) 水野忠恒「相続法と相続税法との交錯」『相続法上の諸問題』トラスト60研究叢書129頁以下（2003）。

(27) 相続税法上，停止条件付受益権を有する受益者は，現に権利を有する受益者には該当しないから，受益者は先行する受益者のみとなる。受益者がある場合には，その信託財産のすべてがその受益者に帰属したものとしてその受益者に収益が課税される。

(28) 所得税法基本通達13-7。ただし，相続税法の受益者の範囲に関して，残余財産受益者であっても信託が終了し，残余財産に対する権利が確定するまでは残余財産の給付をうけることができるかどうかわからないような場合には，信託が終了し，残余財産に対する権利が確定するまでは「受益者等」には含まれないこととなるときもあるという解説がある。『改正税法のすべて（平成19年版）』（松田　淳執筆）476頁。このような理解を前提とすると，形式的な受益者は受益者に該当するが，実質判定も必要であり，実質によっては，形式的な受益者であっても税法上受益者に該当しない場合があることになる。

(29) 内国歳入法典第676条。信託財産の権限を復帰するための権限には，撤回権，終了権，変更権または指名権が含まれるが，受益者変更権はあるが，信託財産を再帰属させる権限がない場合には，第674条により委託者課税信託となる。

(30) 内国歳入法典第2511条(c)。2009年12月31日より後になされた委託者課税信託への移転は，課税贈与として扱われる信託への移転から除かれることを規定している。譲与者（委託者）が受益者を指名し，あるいは元本および収益を享受する割合を受益者間で変更する権限を留保している場合には，贈与はその範囲において不完全な贈与となる。財務省規則§25.2511-2。

(31) 委託者課税信託の提案については，佐藤英明『信託と課税』169頁（2000）参照。具体的な提案として，①受益者を追加し，または既存の受益者から受益権を奪う権限，②信託契約において確定されている各受益者の受益権の内容を変更する権限，または，③信託期間中に信託元本を受益者に分配する裁量権限のように，直接的に受益の内容を決定する権限については，委託者・受託者を問わず，これらの権限を誰かが保有している場合には委託者課税信託とすることを提案されている。

(32) 相続税法基本通達9-3においては，収益受益権とは，『信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受ける権

利』，元本受益権とは，『信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利』をいうと定義されている。元本，収益受益権の意義については，網野久宣「商事信託における元本・収益に関する一考察」信託法研究23号87頁以下，折原・前掲28頁・29頁参照。

(33)　信託報酬についても同様である。

(34)　米国では，信託会計上の所得を決定するための統一的な法律または一般に公正妥当と認められる原則は存在せず，受認者は州法と信託を規律する証書によらなければならないが，すべての州は，信託を規律する証書に規定がない場合には，受認者会計における元本と収益を決定するルールとなる制定法を有しており，信託関係を規律する証書は，州法および収益課税上も基準となる。内国歳入庁は，1962年統一元本収益法（Uniform Principal and Income Act of 1962）を一般に公正妥当と認められる会計基準であるとしている。Alan S. Acker 852-2 Tax Management., Income Taxation of Trusts and Estates p.A-56.

(35)　Uniform Principal and Income Act（1997）　Section 405

(36)　Uniform Principal and Income Act（1997）　Section 503

(37)　Uniform Principal and Income Act（1997）　Section 404(2)。

(38)　受託者が受領した金銭，例えば株式の配当が信託会計上すべて収益となるわけではない。Monty P. Gregor, “Trust Operations”, p.125.（2000）

(39)　収益と資産との一致を前提としている例として，減価償却費や株式の負債利子控除がある。

(40)　岡　正晶「いわゆる後継ぎ遺贈型の信託と課税関係」税務事例研究94巻74頁（2006）では，ローンを伴う不動産の信託において，純収益を受ける収益の受益者と残余財産の受益者がある場合の所得課税について，負担部分と収入金額がともに収益の受益者に帰属するものとする取扱いと，負担部分までの収入金額は残余財産受益者に帰属するものとして取扱うという２つの構成がありえ，信託行為にてどちらの構成をとるのか，明記しておくべきことを指摘している。

(41)　この場合には，元本受益者についても減価償却費相当額の収入金額が帰属することになるが，課税所得の計算上は収入金額と費用が見合うため，課税所得は生じない。岡・前掲75頁では，収入金額の割合に応じて必要経費とすることができると解するのが公平であるとしている。

(42)　岡・前掲75頁では，収益だけの受益権者で，元本については再投資等の権利を有しない者の必要経費とはできず，元本について権利を有する残余財産受益者の必要経費とすべきであるという議論もありうるが，減

価償却費は賃料収入の必要経費とすることが認められているのであるから,賃料収入の必要経費にできる取り扱いで相当と考えるとされている。

(43) 米国の信託課税においては，信託においては，受益者に帰属した信託収益は受益者に，受益者に帰属した収益以外の信託の収益は，信託（受託者）に課税される。減価償却費については，内国歳入法典第167条(h)および第611条(b)に基づく減価償却費は，受益者が計上できない範囲で，信託において計上できると規定している。信託において保持されている資産の減価償却費，減耗償却費は，収益受益者と信託との間で分割されることとなるが，収益受益者が計上できる範囲は，信託を規律する証書の規定によることとされており，信託を規律する証書に減価償却費等に関する規定がない場合には，収益受益者と信託に帰属する信託の収益を基準に配賦されることとされている。内国歳入法典167(d)。信託における減価償却費の取扱いにいては，TED D. Englebrecht, Brian L. Cantrell, "Depreciation and Depletion Deductions for Trusts and Estates", Trusts and Estates,Vol. 120, No.8., p.37. (1981)

(44) 内国歳入法典第2702条。Lischer, 845-2nd T.M., Gifts p.A-75.

(㈱信託協会調査部副長)